

救護所等の災害時医療救護施設への出動にあたって

1. 出動する医療救護施設については伊東市医師会災害対策本部で決定
2. 自身の身体の安全が確保され、移動経路の安全を確認してから出動
3. 徒歩移動が原則だが状況により自転車やオートバイ、自動車も使用可
4. 自動車を使用する場合には緊急通行車両等事前届出済証を携行
5. 伊東市医師会より配布されたヘルメットやビブスを着用
6. 厚底靴、室内履き、着替え、個人用保護具や情報通信手段を持参
7. 非常用食料や飲料、携帯トイレ等の避難生活に必要な物品を持参
8. 自身の医療機関に保有している利用可能な医薬品、医療資器材を持参
9. 協力を得られた医療従事者を同伴
10. 自身の医療機関を閉鎖し、救護所や救護病院で医療を行う旨を掲示
11. 出発時および到着時には、伊東市医師会災害対策本部に連絡